

デジタル簡易無線局の移動範囲の拡大に係る意見募集  
(平成 25 年 6 月 29 日～同年 7 月 29 日意見募集)

## 【意見提出 7 者】

提出された意見	意見に対する考え方
<p>400MHz 帯簡易無線局が使用する周波数(465.0375～465.15MHz、468.55～468.85MHz 及び 467～467.4MHz)は、国際電気通信連合 (ITU) が IMT 帯域(450-470MHz 帯)に指定する国際標準バンドであることから、将来における移動通信用周波数の逼迫を考慮し、400MHz 帯簡易無線局が使用する周波数は移動通信用周波数として割当てをするべきであると考えます。これに伴い、将来のデジタル簡易無線局の周波数移行への影響を最小限とするため、400MHz 帯簡易無線局の移動範囲については海上に拡大するべきではなく、海上での利用は、350MHz 帯のみを使用する簡易無線局を使用するべきと考えます。</p> <p>最近の総務省の情報通信統計データベース(我が国の移動通信トラフィックの現状：平成 25 年 3 月分)によれば、移動通信事業者 6 社の移動通信のトラフィック量は年間約 2 倍の伸び率を示しており、今後 10 年間で約 1,000 倍のトラフィック量の増加が見込まれ、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のためには、400MHz 帯簡易無線局の移行も例外ではないと考えます。900MHz 帯を使用するパーソナル無線がピーク時に 2MHz 幅で約 100 万局が収容されていたことを考慮すると、400MHz 帯を使用する約 49 万局の簡易無線局は、350MHz 帯を使用する簡易無線局へ移行が可能であると考えます。</p> <p>【ソフトバンクモバイル株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンク BB 株式会社】</p>	<p>350MHz 帯及び 400MHz 帯デジタル簡易無線のユーザーから 350MHz 帯及び 400MHz 帯デジタル簡易無線局を海上においても運用したいという要望が寄せられており、本件はそのニーズに応えるため、関係規定の改正を行うものです。</p> <p>なお、当面、400MHz 帯を使用する業務用無線のひっ迫状況から、我が国において 450-470MHz 帯に IMT を導入する予定はありません。</p> <p>については、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>デジタル簡易無線局の海上運用は、マリンレジャー等への潜在的な利用ニーズに応えるもので有り、かつ、無線局運用違反行為の未然防止にもつながるもので、賛成するものです。但し、本件は簡易無線業務に係る案件で、海上通信である海上保安通信、漁業通信、港務通信、国際 VHF を使用した船舶共通システム等に影響を及ぼさない対応が適切と考えるものです。</p> <p>つきましては、移動範囲は従来通り陸上とし、海上での運用を、船舶内を含めた陸上移動業務の局の扱い(電波法関係審査基準 P422 (5) 移動範囲)の枠組みとすることにより、実質的な移動範囲は確保され、祖語無く運用出来るものとして提起するのです。</p> <p>早期に訓令等の改正が行われ、円滑に導入が図られることを希望します。</p> <p>【アイコム株式会社】</p>	<p>今回の改正案に基本的に賛同される御意見として承ります。</p> <p>現在簡易無線局において海上での運用が可能なのは、防波堤若しくはこれに準ずる外郭施設の内側の水域等です。</p> <p>今回の簡易無線局の移動範囲の拡大により、350MHz 帯及び 400MHz 帯デジタル簡易無線局において、日本周辺海域での運用が可能となりますが、一方で日本周辺海域での運用ができない簡易無線局も存在します。</p> <p>このような状況において、簡易無線局がどの水域で運用されるのかを電波監理上把握する必要がありますので、原案のとおりとさせていただきます。</p>

<p>この改正案に賛同いたします。</p> <p>セーリング競技の選手・大会役員をしておりますが、セーリング競技の大会運営では無線での連絡が不可欠です。通常沖合約3 kmまでの海域で練習・大会を行っておりますが、特定小電力では出力が足りず、国際 VHF やアマチュア無線で対応している団体が多いようです。</p> <p>しかし、台数の確保や有資格者の確保など主催者の負担はとて大きく、有資格者を集められず、無免許での使用も耳にします。この改正によりレンタル無線機の使用が容易になることや、免許が不要なことで主催者の負担を相当減らすことができます。</p> <p>早期の実現を期待しております。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>今回の改正案に賛同される御意見として承ります。</p> <p>ただし、簡易無線局は簡易な無線通信業務を行う無線局であり、申請者の簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって、船舶の航行の安全を確保することを目的として開設することはできません。</p>
<p>海上での使用又は利用できる通信手段の選択肢が増えることは、たいへん望ましいことです。</p> <p>簡易無線の海上使用は、陸上での使用に比べ通信範囲が広くなると予想されるので、マリンホーンの代替としての利用に期待しています。簡易無線の場合、免許を申請する時の無線局の目的及び通信事項はどのようになりますか。</p> <p style="text-align: right;">【北陸漁業無線協会】</p>	<p>今回の改正案に賛同される御意見として承ります。</p> <p>なお、今回の改正に伴う無線局の目的及び通信事項の変更はありません。</p>
<p>デジタル簡易無線局の移動範囲の拡大に関し、海洋レジャーなど一般論としては規制緩和の必要性を認めます。しかし、簡易無線局は、海上移動業務等を除いた簡易な無線通信業務を行う無線局であり、衝突回避の船間通信や遭難通信、緊急通信、安全通信など人命の安全に係る適切な無線局とは言えません。このため、海難事故を伴う海上においては「人命の安全及び財産の保全」を最優先事項と捉え、安易に規制緩和を進めるべきではないと考えます。</p> <p>総務省では、イージス艦「あたご」とマグロはえ縄漁船「清徳丸」の衝突事故を契機に「海上における船舶のための共通通信システムの在り方及び普及促進に関する検討会」を立ち上げ、衝突回避には全ての船舶が共通の通信手段を持つことが必要との結論を得て、共通通信システムとして任意に設置する国際 VHF の普及促進を図っているところですので、デジタル簡易無線局の海上運用を安易に認めることは国際 VHF の普及促進の妨げになります。</p> <p>特に今回、海上使用を認めようとする 350MHz 帯登録局は、誰でも（レンタルも可能）、誰とでも、識別信号なしで通信を行うことができることから、現在の同一通信エリアでの秩序ある 27MHz 帯及び 40MHz 帯の漁業通信システムの崩壊に繋がりますので、移動範囲の拡大は不相当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国船舶無線協会】</p>	<p>簡易無線局は簡易な無線通信業務を行う無線局であり、申請者の簡易な事務又は個人的用務を行うために開設するものであって、船舶の航行の安全を確保することを目的として開設することはできません。</p> <p>よって、簡易無線局の移動範囲を海上に拡大したとしても、海上移動業務の無線局とは目的を異にするものであり、国際 VHF の普及の妨げや漁業通信システムの崩壊等、既存の海上移動業務の無線局に影響を与えるものではないと考えております。</p>
<p>本件の改正は、簡易無線局の海上利用のニーズに沿うものであり、簡易無線局の利用拡大を図る上で望ましい施策であるため、本件に係る告示及び審査基準の一部改正案に賛同いたします。</p> <p>なお、現在、免許及び登録されている簡易無線局のうち、本件の改正に伴う移動範囲の拡大の対象となる無線</p>	<p>今回の改正案に賛同される御意見として承ります。</p> <p>移動範囲に日本周辺海域を追加する手続</p>

<p>局については、移動範囲の変更等の申請を要することなく、海上利用が可能となるようにするとともに、昨年12月に制度化された150MHz帯デジタル簡易無線局についても、同様に海上利用が可能となるようご配慮をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人全国陸上無線協会】</p>	<p>としては、移動範囲の変更申請が必要となります。</p> <p>また、150MHz帯デジタル簡易無線局については、周波数割当計画において、当該周波数帯の国内分配の無線業務が陸上移動とされていることから、海上での運用は困難です。</p>
<p>主旨 本施行規則改正に賛成いたします。</p> <p>理由 350MHz帯デジタル通信については、他の業務局との混信・妨害等の可能性が低く、また主にレジャー用途として、国際VHF帯通信機器より安価な可搬形無線通信機器が求められているため。また、本改正によって、無資格者によるアマチュア無線帯通信の利用抑制にもつながるものでもあるため。</p> <p style="text-align: center;">【有限責任事業組合ラジオ・コミュニケーション振興機構】</p>	<p>今回の改正案に賛同される御意見として承ります。</p>